

福津市花見区(自治会)規約

第一章 名称

第一条 本区を福津市花見区と称する。

第二章 目的及事業

第二条 本区居住民相互の融和親睦並びに住民の福祉の増進と生活環境の向上計る以て目的とする。

第三条 前条の目的達成のために行う事業は、総会又は役員会にて決定するものとする。

第三章 区の構成及区費

第四条 本区は福津市花見一、二区、三区、四区に居住する世帯主を以て構成する。

第五条 本区居住民(世帯主)及び本区に事業場を置く法人より区費を徴収することができらる。

第六条 前条の区費については別に附則以て之を定める。

第四章 資産及会計

第七条 本区の資産は福津市からの交付金、区費及寄附金その他からなる。

第八条 本区の資産は、総区長が之を管理しその方法は役員会にはかり定める。

第九条 本区の資産の内現金は之を宗像農業協同組合に預入れるものとする。

第十条 年度末において剰余金を生じたときは総会の議決を経て全部又は一部を次年度に繰越し又は積立金として積立てるものとする。

第五章 予算及決算

第十一条 本区の毎年度の歳入歳出予算は年度開始前に総会の議決に附し歳入歳出決算はその年度末財産目録と共に総会の承認を受けるものとする。

第十二条 予算外支出の必要が生じた場合は役員会の承認を得るものとする。

第十三条 本区の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日を以て終る。

第六章 役員

第十四条 本区に左の役員を置く。

一、 区長四名(内一名総区長)、副区長兼会計(内一名総会計)、各組組長一名(内組長幹事各区二名)

二、 別に会計監査員(ブロック長)四名

第十五条 本区の役員選出方法は左の通りとする。

一、 各区の当年及び前年度の組長幹事(ブロック長四名)を中心とし各区の当年度組長若干名を加え選考委員会を結成し、選考委員会が各区の区長一名、副区長(会計)一名を選出する。

二、 選出された各区の区長、副区長八名で総区長一名、総会計一名を互選する。

三、 組長は各隣組組員内で選出されるものとする。組長幹事は各区組長の互選とする。会計監査委員は組長幹事(ブロック長)より選出する。

四、

第十六条

役員職務は左の通りとする。

- 一、 区長は各区の区務を処理する。総区長は総区を代表し区務を統轄する。
- 二、 副区長兼会計は各区の区長を補佐し会計事務を司る。総会計は総区の会計事務を司る。

- 三、 組長は組を代表し一般連絡事務事項にあたる。組長幹事（ブロック長）は組長ブロックの世話役活動をする。

- 四、 会計監査員は会計事務を監査する。

第十七条

役員任期は左の通りとする。

- 一、 区長（総区長）、副区長兼会計（総会計）は二ヶ年とする。但し再選は妨げない。
- 二、 会計監査は一ヶ年とする。
- 三、 組長は原則として一カ年とする。
- 四、 組長以外の役員でやむを得ぬ事情により辞職した場合、後任役員任期は前任者の残任期間とする。
- 五、 役員任期終了後も後任者の就任迄はその職務を行うものとする。

第七章 顧問

第十八条

本区に顧問若干名置くことが出来る。

- 一、 顧問は役員会の推薦により総会の議決を経て総区長が委嘱する。
- 二、 顧問は重要な事項について総区長の諮問に応へる。

第八章 会議

第十九条

会議は総会、役員会及び組長会の三種とする。

第二十条

会議は総区長が召集する。又各区の役員会は各区の区長が召集する。

第二十一条

区民及び組長の三分の一以上の連名により会議の目的議題を示して請求があれば総区長又は各区長はその会議を召集しなければならない。

第二十二条

総会は毎年一回これを開く。但し必要に応じ臨時に開くことが出来る。役員会は必要に応じ随時これを開く。

第二十三条

総会は構成員の二分の一以上（含委任状）役員会は三分の二以上の出席がなければこれを開くことが出来ない。

第二十四条

会議の議決は出席者の過半数による可否同数のときは議長が決するところによる。

第二十五条

役員会には左の事項を附議する。

- 一、 本区の事業運営に関する事項。
- 二、 予算決算に関する事項。
- 三、 総会に附議する事項。
- 四、 総会の議決で委任された事項。
- 五、 規約の制定改廃に関する事項。
- 六、 資産管理に関する事項。
- 七、 その他総区長及び区長が必要と認められた事項。

第二十六条 総会には左の事項を附議する。

- 一、 予算決算に関する事項。
- 二、 区費に関する事項。
- 三、 役員に関する事項。
- 四、 規約の変更に関する事項。
- 五、 財産の処分に関する事項。
- 六、 事業運営に関する事項。
- 七、 その他重要事項。

第九章 分区及解散

第二十七条

- 一、 分区及び区の解散をなす場合は左の如く定める。
- 二、 分区の場合は区民の二分の一以上の同意を得なければならない。解散の場合は区民の四分の三以上の同意を得なければならない。

第十章 公共事業

第二十八条

- 一、 本区は左の公共事業に協力するものとする。
毎年施工される道路愛護の行事。
- 二、 市消防団区関係団員への援助及び必要器具の整備。

第十一章 附則

第二十九条

- 一、 区費について左の如く定める。
区民割当のものは原則として均等割とし、やむえざるものに対しては役員協議の上半額又は全免するものとする。
- 二、 法人割当のものは各事業所の規模に応じ役員協議の上適宜決定する。

第三十条 この規則は昭和四十九年四月七日より実施する。

- 一、 平成十五年四月一日改定
- 二、 平成二十三年四月一日改定
- 三、 平成二十四年四月一日改定

内規

役員の任期について

- 一、 一期は、二年とする。
- 二、 再選は妨げないものとするが最長連続して三期六年間とする。但し同一区において区長及び副区長が同時に辞任するときは、どちらかが一期に限り延長することができる。
- 三、 この内規は平成二十四年四月より適用し、過去の任期は考慮しないものとする。

規約（内規）改訂について

平成二十四年一月二十九日（日）区民臨時総会開催にて

「役員の任期最長連続して三期六年間とする」ことで可決された内規の一部分を左記のように改訂致します。

内規

役員の任期に付いて

一、一期は二ケ年とする。

二、再選は防げないものとする。最長連続して三期六年間とする。

但し、同一区に於いて区長及び副区長が同時に辞任する時は、どちらかが一期に限り延長する事が出来る。

※ この内規は、平成二十四年四月より適用し、過去の任期は考慮しないものとする。

←
改訂箇所

内規

役員の任期に付いて

一、一期は二ケ年とする。

二、再選は防げないものとする。但し自治会長（区長）のみ最長連続して三期六年間とする。尚、同一区に於いて区長及び副区長が同時に辞任する時は、どちらかが一期に限り延長する事が出来る。

※ この内規は、令和二年四月より適用し、副区長の過去の任期は考慮しないものとする。